

**新型コロナウイルス感染症で影響を受ける  
事業者、県民の皆様へ**

**(令和4年度版 支援制度のご案内)**

**令和5年1月10日現在**

**福井県産業労働部**

# 目次

## 売上減少にお困りの方

- **新型コロナウイルスの影響で、経営に不安がある** P 4
- **売上が減少したので融資を受け、経営を改善したい** P 6  
(福井県新型コロナウイルス感染症・物価高騰伴走支援資金、福井県経営安定資金(新型コロナウイルス対策分))
- **すでに借入をした県制度融資(新型コロナウイルス感染症関連)の融資期間を延長し、資金繰りを改善したい** P 8  
(原材料・原油価格高騰対策資金繰り支援事業)
- **農林漁業の資金繰りに困っている** P 9  
(農林漁業セーフティネット資金)

## 会社や店舗の休業をお考えの方

- **従業員の休業手当などの支払いに困っている** P10  
(雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金)

## 感染終息後の事業展開をお考えの方

- **デジタル化を支援してほしい** P11  
(社内変革に向けた即戦力人材雇用促進補助金)
- **今後の感染拡大に備えて、事業や仕事のやり方を変えたい** P12  
(中小企業生産性革命推進事業、ものづくり・商業・サービス生産性向上支援補助金)

# 目次

## 感染終息後の事業展開をお考えの方

- 今後の災害等に備えて、事業継続のための計画を策定したい P13
- 事業の承継を支援してほしい (県内企業M & A奨励金)  
(事業承継に向けた企業価値向上補助金)  
(福井の社長人材誘致プロジェクト) P14

## 従業員の働き方を見直したい方

- テレワークを導入したいけど、何から始めればいいのかわからない P16
- テレワークを導入するための支援がほしい P17  
(人材確保等支援助成金 (テレワークコース)、IT導入補助金)
- テレワークの導入に対する県の支援はないのか (テレワーク利用促進補助金) P18
- 雇用シェア (在籍型出向制度) 等を活用し、従業員の雇用を維持したい P19  
(産業雇用安定助成金)
- 最低賃金引き上げを目的とした生産性向上等の取組に対して支援してほしい P20  
(産業雇用安定助成金)

## 仕事や学校の休業、就職等にお困りの方

- 担い手不足の業種への就職にチャレンジしたい (人手不足業種就職チャレンジ奨励金) P21
- スキルを身に付けて正社員になりたい (労働移動促進事業) P22
- 休業や失業で収入が減少し、自宅 (借家) の家賃が払えない P23  
(住居確保給付金)
- コロナの影響で給料が支払われない、解雇されたため、相談したい P25  
(労働相談窓口)
- コロナの影響で休業させられた際の就業手当を受けることができず困っている P26  
(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金)
- コロナの影響で会社が倒産し、給料が支払われていない (未払賃金立替払制度) P27
- 臨時休校などで従業員が仕事を休むときの給料の支払いに困っている P28  
(小学校休業等対応助成金)
- フリーランスとして働いているが、臨時休校などで仕事ができなくなって困っている P29  
(小学校休業等対応助成金)
- 外国人労働者等の入国、帰国が困難な場合、在留資格の取扱いに配慮してほしい P30  
(出入国管理制度)

# 新型コロナウイルスの影響で、経営に不安があります

〔経営相談窓口、コロナ支援ワンコール相談運動（県）〕

**新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を利用したことがない場合、ぜひ一度は、ふくい産業支援センターにお電話をおかけください。**

（公財）ふくい産業支援センターにおいて総合相談窓口を設置しています。国、県等における様々な支援制度を十分に活用いただけるよう、中小企業診断士等の専門家が、適切な支援施策の提案から申請手続きの完了まで支援します。

最寄りの商工会議所・商工会や福井県信用保証協会等でも相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

## 【お問合せ先】

（公財）ふくい産業支援センター ☎0776-67-7421

相談時間 平日9時～17時

※チャットでの相談も受け付けています。

最寄りの商工会や商工会議所、福井県信用保証協会などの相談窓口は2ページをご覧ください。

また県では、創業・経営課内に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。売上の減少等、影響を受けている中小企業者向けの制度融資に関することや、また、利子補給制度等を創設している市町もありますので、各種融資制度等についてご不明な点をご相談ください。

福井県創業・経営課金融グループ（各種融資制度に関すること）

☎0776-20-0373

経営相談窓口の連絡先は県ホームページからもご確認いただけます。

（「福井県金融制度」で検索）

# 県内の経営相談窓口一覧

## 1 商工会、商工会議所、中央会、産業支援センター

支援機関名	連絡先
あわら市商工会	0776-73-0248
坂井市商工会	0776-66-3324
永平寺町商工会	0776-61-0456
福井東商工会	0776-41-0206
福井北商工会	0776-56-1610
福井西商工会	0776-98-5555
越前町商工会	0778-36-0800
越前市商工会	0778-43-0877
池田町商工会	0778-44-6342
南越前町商工会	0778-47-2174
わかさ東商工会	0770-45-0222
おおい町商工会	0770-77-0135
高浜町商工会	0770-72-0226
福井商工会議所	0776-36-8111
敦賀商工会議所	0770-22-2611
武生商工会議所	0778-23-2020
大野商工会議所	0779-66-1230
勝山商工会議所	0779-88-0463
小浜商工会議所	0770-52-1040
鯖江商工会議所	0778-51-2800
福井県商工会連合会	0776-23-3624
福井県中小企業団体中央会	0776-23-3042
公益財団法人ふくい産業支援センター	
オンライン総合相談窓口	0776-67-7421
福井県よろず支援拠点	0776-67-7402

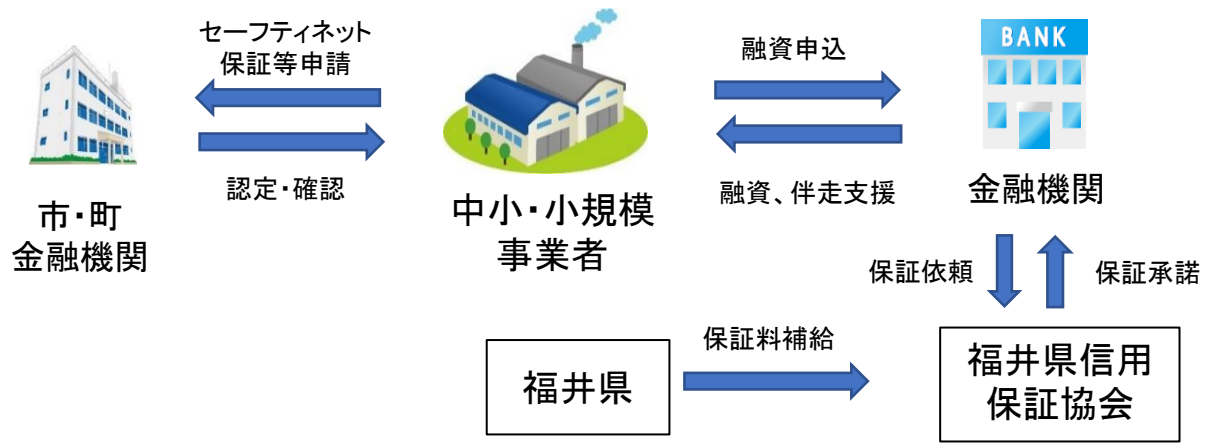
## 2 政府系金融機関、信用保証協会

支援機関名	連絡先
日本政策金融公庫福井支店	
中小企業事業	0776-33-0030
国民生活事業	0776-33-1755
日本政策金融公庫武生支店 国民生活事業	0778-23-1133
商工中金福井支店	0776-23-2090
福井県信用保証協会	0776-33-8311

**売上が減少したので融資を受け、経営を改善したい（1億円まで）**  
 〔福井県新型コロナウイルス感染症・物価高騰伴走支援資金〕

新型コロナウイルス感染症等により売上等が減少した中小・小規模事業者の方に対し、1億円までの融資を行うことにより資金繰りを支援します。  
 また、返済計画の策定・実行など、金融機関が継続的に伴走支援を行います。  
 ※ご利用にあたって、金融機関や福井県信用保証協会の審査があります。

**スキーム図**



**支援の対象者**

新型コロナウイルス感染症等の影響により、売上等が前年同期比5%以上減少等し、市町による認定（セーフティネット保証4号、5号）や金融機関による確認（一般保証）を受けた中小・小規模事業者

**支援の内容**

- 借入限度額 1億円
- 融資利率
  - 融資対象者（1） 1.0%
  - 融資対象者（2）（責任共有対象）1.1%、（責任共有対象外）1.0%
  - 融資対象者（3）（責任共有対象）1.1%、（責任共有対象外）1.0%
- 保証料補給 国と県が全額負担
- 用途 運転資金・設備資金・借換資金（県制度融資の借換えに限る。）
- 融資期間 10年以内（据置5年以内を含む）
- 取扱期間 令和5年3月31日までに福井県信用保証協会が保証申込を受け付けたもの

**手続きの方法**

- 手順1 最寄りの制度融資取扱金融機関にご相談ください。
- 手順2 市役所・町役場でセーフティネット保証の認定を受けてください。（認定を受ける場合）
- 手順3 融資申込書等を作成し、制度融資取扱金融機関に提出してください。

**【お問合せ先】**

**福井県創業・経営課金融グループ ☎0776-20-0373**  
 制度の詳細は県ホームページからご確認いただけます。  
 （「福井県金融制度」で検索）

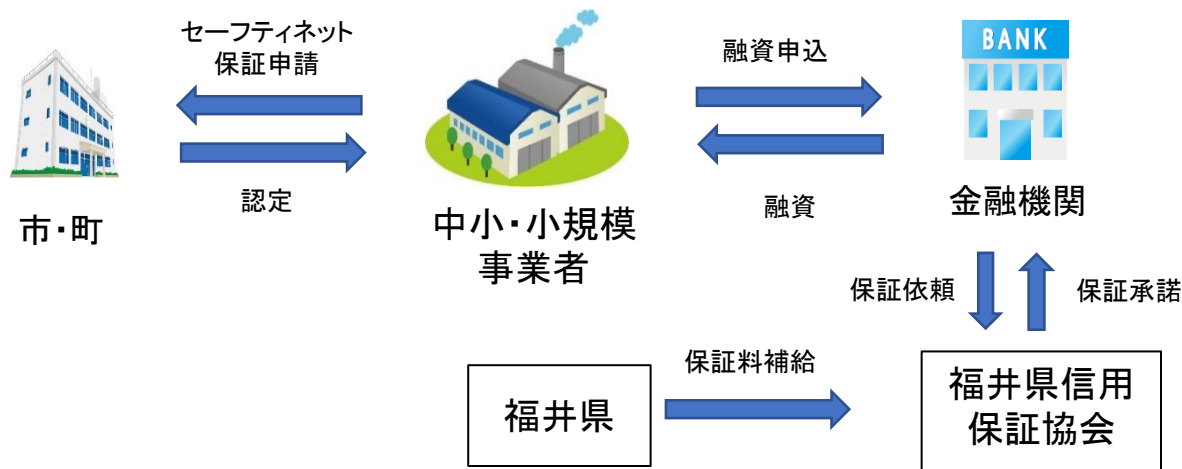
# 売上が減少したので融資を受け、経営を改善したい（1億円超）

〔福井県経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）〕

福井県新型コロナウイルス感染症・物価高騰伴走支援資金に加え、1,000万円までの融資により資金繰りを支援します。

※ご利用にあたって、金融機関や福井県信用保証協会の審査があります。

## スキーム図



## 支援の対象者

次のいずれにも該当する中小・小規模事業者

- ①福井県新型コロナウイルス感染症・物価高騰伴走支援資金を融資限度額まで利用している中小・小規模事業者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が20%以上減少し、市町長の認定を受けた中小・小規模事業者

## 支援の内容

- 借入限度額 1,000万円
- 融資利率 1.0%
- 保証料補給 保証料0.7%の1/3相当額を県が負担
- 用途 運転資金・設備資金
- 融資期間 10年以内（据置2年以内を含む）
- 取扱期間 令和5年3月31日までに融資を受けたもの

## 手続きの方法

- 手順1 最寄りの制度融資取扱金融機関にご相談ください。
- 手順2 市役所・町役場でセーフティネット保証4号の認定を受けてください。
- 手順3 融資申込書等を作成し、制度融資取扱金融機関に提出してください。

## 【お問合せ先】

福井県創業・経営課金融グループ ☎0776-20-0373

制度の詳細は県ホームページからご確認いただけます。

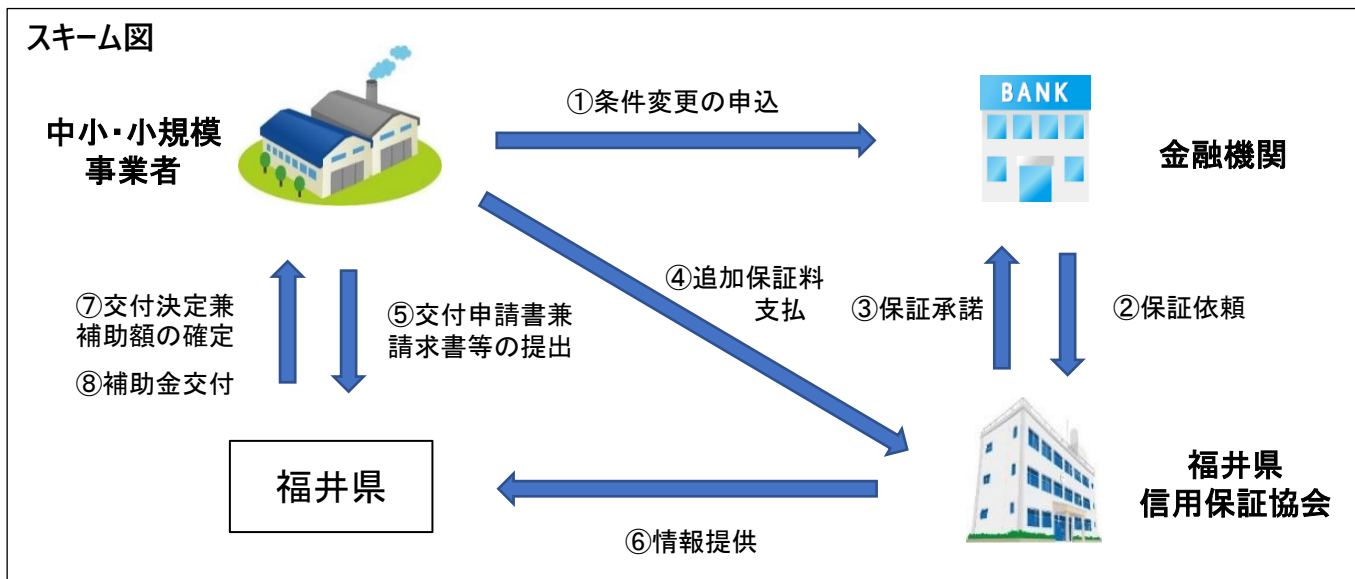
（「福井県金融制度」で検索）

# すでに借入をした県制度融資（新型コロナウイルス感染症関連）の融資期間を延長し、資金繰りを改善したい〔原材料・原油価格高騰対策資金繰り支援事業〕

融資期間（据置期間を含む）を延長する条件変更の際に発生した追加の信用保証料について県が補助します。

※条件変更には金融機関や福井県信用保証協会の審査が必要になります。

## スキーム図



## 支援の内容

下記表に記載のある制度融資を利用し、資金ごとに定められた融資期間の範囲内で、据置期間を含む融資期間延長の条件変更を実行した際に発生した追加の信用保証料について、県が当初の保証料補給割合に応じて補助します。

対象資金		融資期間 (うち据置期間)	当初融資時 保証料補給割合
① 経営安定資金 (新型コロナウイルス対策分)	令和2年3月16日～令和2年4月30日融資実行分	7年以内 (1年以内)	全額
	令和2年5月1日以降融資実行分	10年以内 (2年以内)	1/3又は全額
② 新型コロナウイルス感染症対応資金		10年以内 (5年以内)	1/2又は全額
③ 新型コロナウイルス感染症伴走支援資金		10年以内 (5年以内)	全額
④ 新型コロナウイルス感染症対策緊急小口資金		7年以内 (1年以内)	全額

## 手続きの方法

- 手順1 新型コロナウイルス感染症関連制度融資の残高がある金融機関にご相談ください。
- 手順2 追加保証料支払後、県に交付申請書兼請求書をその他必要書類と併せて提出してください。

### 【お問合せ先】

福井県創業・経営課金融グループ ☎0776-20-0373

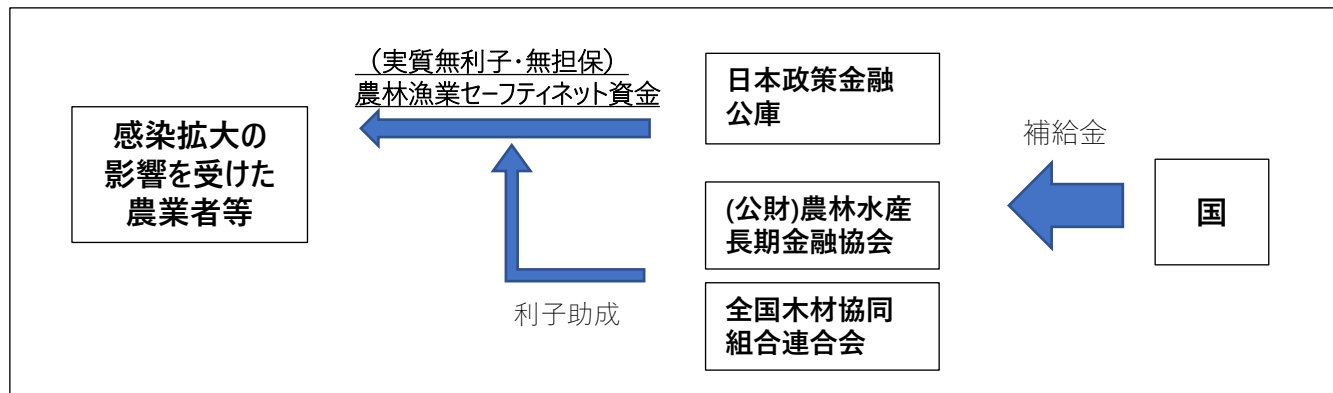
制度の詳細は県ホームページからご確認いただけます。



# 農林漁業の資金繰りに困っている

〔農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）〕

新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障がでている、または、今後の支障が懸念される場合、長期運転資金を実質無利子・無担保でお貸します。



## 支援の対象者

主業農林漁業者等であって、新型コロナウイルス感染症により、資金繰りに著しい支障を来している、または、支障を来すおそれのある方

## 支援の内容

- ①融資限度額 一般 1, 200万円  
特認 年間経費等の12分の12以内

※簿記記帳を行っており、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合

## ②貸付時の実質無利子・無担保化

- (農業者) 融資当初 5年間の実質無利子・実質無担保  
(林業者) 融資当初 10年間の実質無利子・実質無担保  
(漁業者) 融資当初 5年間の実質無利子・実質無担保

## 手続きの方法

- 手順1 「農林漁業セーフティネット資金の相談時にご提出いただく書類」をご準備の上、日本政策金融公庫福井支店農林水産事業にご相談ください。  
URL : [https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid\\_19\\_a.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19_a.html)
- 手順2 融資の決定に向け必要な書類を郵送でご提出ください。
- 手順3 融資が決定次第、契約の打合せと手続きに入り、手続き終了後に送金致します。

## 【お問合せ先】

日本政策金融公庫福井支店 ☎0776-33-2385  
または福井県園芸振興課農業資金グループ ☎0776-20-0427  
福井県水産課水産戦略グループ ☎0776-20-0484  
福井県県産材活用課林業戦略グループ ☎0776-20-0448

# 従業員の休業手当などの支払いに困っている

〔雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（国）〕

会社や店舗などをお休みした場合でも、従業員の雇用を守る事業主の方に対して、従業員に支払った休業手当等を助成します。



## 支援の対象者

休業中に従業員に、休業手当等を支払っている事業主

## 支援の内容

助成率：中小企業 休業手当等の総額×9／10（一部解雇等を行った場合4／5）  
大企業 〃 ×3／4（〃 2／3）

※特に業況が厳しい場合など、中小事業者、大企業ともに助成率が10/10となる場合があります。

申請期限：「支給対象期間」の最終日の翌日から2ヶ月以内

## 手続きの方法

- 手順1 休業の実施
- 手順2 福井労働局に雇用調整助成金等の申請書を提出
- 手順3 福井労働局が雇用調整助成金等の支給の決定を事業者に通知

【お問合せ先】  
福井労働局 ☎0776-22-2683



制度の詳細は厚生労働省のホームページからご確認いただけます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

## 〔社内変革に向けた即戦力人材雇用促進補助金（県）〕

企業に対し、新たなデジタル人材の活用を支援することで、県内企業のデジタル化を後押しします。

## 支援の対象者

県内に主たる事業所を有する事業者  
(情報サービス業、インターネット附随サービス業を除く)

## 支援の内容

	県外専門人材の正社員雇用	副業・兼業人材の活用
対象事業	県外から専門人材を新たに正社員雇用し、デジタル技術を用いた業務改善・新事業創出を行う事業	副業・兼業人材に短期雇用・業務委託し、 ①デジタル技術を用いた業務改善・新事業創出を行う事業 ②社内業務の課題解決策の企画を行う事業
対象経費	人件費（給与、各種手当、社会保険料の事業主負担分等）	人件費（同左） 委託費 使用料・手数料（人材マッチングサイト、人材紹介会社の利用に係るもの）
補助限度額	250万円／社	50万円／社
補助率	2／3	同左
補助人数	1事業者当たり2人まで	同左
対象期間	令和4年4月1日以降で新規雇用を開始した日から起算して6か月	令和4年4月1日以降で新規雇用or業務委託を開始した日から起算して6か月 ※使用料・手数料は令和4年4月1日以降にサイト等の利用契約をしたものが対象

## 募集期間

県外専門人材の正社員雇用	副業・兼業人材の活用	
募集終了	第3回	～ 令和4年12月27日（火）

申請方法は、県ホームページに募集要項、様式がございますのでご覧ください。（以下URL）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/iotai/sokusenryoku.html>

## 【お問合せ先】

福井県創業・経営課 創業・ITグループ

☎0776-20-0537

# 今後の感染拡大に備えて、事業や仕事のやり方を変えたい

〔中小企業生産性革命推進事業(国)〕

新型コロナウイルス感染症に対応したビジネスモデルへの転換に向けた取組みを行う中小企業等に対し、国の助成制度に加えて県独自に支援します。

## 中小企業生産性革命推進事業【経済産業省】

### 支援の内容・対象者

#### ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠）

対象事業 業況が厳しい事業者に対して、賃上げ・雇用拡大に向けた製品やサービスの開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等に係る取組み

対象者 中小企業、小規模事業者

助成率 国 2/3（1企業あたり上限750万円、1,000万円、1,250万円）  
※従業員規模により異なります。  
（令和4年度内に、複数回の締切が設けられる予定です）

#### ②小規模事業者持続的発展支援事業（通常枠）

対象事業 経営計画を作成して取り組む販路開拓等に対する支援

対象者 小規模事業者

助成率 2/3（1企業あたり上限50万円）  
（令和4年度内に、複数回の締切が設けられる予定です）

#### ③サービス等生産性向上IT導入支援事業（通常枠）

対象事業 複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態への転換が可能なITツール導入に係る取組み

対象者 中小企業、小規模事業者

助成率 1/2（1企業あたり上限450万円）  
（令和4年度内に、複数回の締切が設けられる予定です）

### [詳細はこちらのホームページをご確認ください](#)

#### 【(1)中小企業生産性革命推進事業に関するお問い合わせ】

国支援分 ①ものづくり補助金事務局サポートセンター	☎050-8880-4053
福井県中小企業団体中央会	☎0776-23-3042
②商工会の管轄地域で事業を営まれている方	☎03-6670-2540
商工会議所の管轄地域で事業を営まれている方	☎03-6632-1502
③サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	☎0570-666-424

# 今後の災害等に備えて、事業継続のための計画を策定したい

自然災害をはじめ感染症の拡大など企業を取り巻くさまざまなリスクの拡大に対応するため、県内企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

## 支援の対象者

事業継続計画（BCP）等を策定予定または策定した県内中小企業

## 支援の内容

- ① B C P 策定支援セミナーの開催
- ② 産業活性化支援資金（B C P 対策支援分）（制度融資）

融資限度額	1. 5億円
融資期間	設備15年以内、運転7年以内
融資利率	1. 50%以下（10年以内） 1. 90%以下（10年超）
保証料補給	全額

### 【お問合せ先】

- ① 福井県産業労働部創業・経営課 ☎0776-20-0367
- ② // ☎0776-20-0373

# 事業の承継を支援してほしい

〔県内企業M & A 支援奨励金 (県)〕  
〔事業承継に向けた企業価値向上補助金 (県)〕  
〔福井の社長人材誘致支援プロジェクト (県)〕

新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受け、廃業や引退を検討している経営者に対して、第三者や親族に事業を承継する際の支援を行います。

## 1 県内企業M & A 支援奨励金

親族内に候補がないなど後継者問題に悩む企業に対して、従業員や産地内企業など、身近な第三者への承継を支援するため、売り手・買い手に対する奨励金を支給します。

### 支援の対象者

以下の要件を満たす事業引継ぎを行った事例における、売り手および買い手

共通：①同族関係者以外の県内中小企業者等が、地域経済の維持発展に貢献している事業を引継ぐこと。  
②県事業承継・引継ぎ支援センターに事業引継ぎの相談をしたうえで、令和4年3月1日以降に事業引継ぎを行ったこと。

売り手：①県内中小企業者またはその代表者 ②代表者の年齢が60歳以上  
③親族内に後継者が不在であること

買い手：①県内中小企業者またはその代表者、創業希望者等の個人など  
②代表者等の年齢が50歳未満（50歳以上であっても後継者がいる場合は対象）

（※その他、要件の詳細は、福井商工会議所のホームページから交付要領をご確認ください。）

### 支援の内容

事業引継ぎの成約を行った買い手・売り手それぞれに50万円

### 手続きの方法

[福井商工会議所のホームページで交付要領および申請書類を入手ください。](#)

### 募集期間 等

令和4年4月22日（金）～令和5年2月28日（火）  
※予算がなくなり次第、募集終了となります。

## 2 事業承継に向けた企業価値向上補助金

受付を終了しました

### 支援の対象者

経営者が満60歳以上の県内中小企業者

### 支援の内容

補助対象経費 事業承継に向けた企業価値向上に係る経費  
例：財務状況の見える化、労務管理システムの導入  
など、企業の磨き上げに要する経費

補助率 2 / 3

補助上限 100万円

補助件数 30件

※申請の際に専門家による申請内容の事前確認・助言（無料）を受ける必要あり

### 手続きの方法

[福井商工会議所のホームページで交付要領および申請書類を入手ください。](#)

### 募集期間

※予算の上限に達したため、受付を終了しました。

## 3 福井の社長人材誘致支援プロジェクト

### 支援の対象者

後継者不在の県内企業（※法人のみ）

### 支援の内容

後継者問題を抱える企業について、サーチファンドを活用して全国で社長を目指す人材に紹介し、第三者承継を支援します。社長候補者から視察や買い取りの希望があれば、個別にご連絡します。

（サーチファンド：経営者を目指す人材が、事業承継する企業を探し買収するために、投資を受ける仕組み）

### 手続きの方法

[詳しくはこちらのホームページをご確認ください。](#)

### 【お問合せ先】

県内企業M & A 支援奨励金

福井県創業・経営課経営支援グループ ☎0776-20-0367

福井県事業承継・引継ぎ支援センター ☎0776-33-8279

事業承継に向けた企業価値向上補助金

福井商工会議所創業・経営支援課 ☎0776-33-8283

福井の社長人材誘致支援プロジェクト

福井県創業・経営課経営支援グループ ☎0776-20-0367

# テレワークを導入したいけど、何から始めればいいのかわからない

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、通勤が不要なテレワークは有効な手段です。事業者の皆様積極的にテレワークを実施していただくための相談窓口をご紹介します。

## ふくい産業支援センター

IT分野に強みを持つ経営支援の専門家が、個別の事情に合わせた無料相談に対応しています。WEB相談も可能です。

問合せ先：（公財）ふくい産業支援センター ☎0776-67-7421  
相談時間：平日 9時～17時



## テレワーク相談センター

（厚生労働省委託事業）

労務管理上の課題など、テレワークに関する様々なご相談に、メールや電話でお答えします。  
（無料、ただし通信料は利用者負担）

TEL：0120-861009（受付時間：9時～17時 土日祝12月29日～1月3日を除く）  
メール：sodan@japan-telework.or.jp



## ☆テレワーク導入にあたって注意していただきたいこと

テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されますが、通常の勤務と違う環境で働くため、労働時間管理などに注意が必要です。厚生労働省がガイドライン等を作成していますので、ご活用ください。

⇒ [テレワークを有効に活用しよう～新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワーク実施～](#) で検索

### 【その他のガイドラインなど】

- ・労務管理 ⇒ [テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン](#) で検索
- ・就業規則 ⇒ [テレワークモデル就業規則](#) で検索
- ・セキュリティ ⇒ [テレワークセキュリティガイドライン](#) で検索

## 【お問合せ先】

福井県労働政策課 労働環境グループ ☎0776-20-0389

下記の労働政策課ホームページに掲載の「テレワーク（在宅勤務）導入推進について」もご覧ください。 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>



# テレワークを導入するための支援がほしい

〔人材確保等支援助成金(テレワークコース) (国)、IT導入補助金 (国)〕

テレワークを新規で導入する中小企業・小規模事業者を対象に、国が支援する助成金制度を紹介します。

## (1) 人材確保等支援助成金 (テレワークコース) 機器等導入助成 【厚生労働省】

### 支援の内容

- 対象要件 新たに、テレワークに関する制度を整備し、機器等の導入・テレワークの実施を行なっていること(試行的に導入している事業主も対象)
- 対象経費 テレワーク用通信機器の導入、労務管理担当者や従業員に対する研修、外部専門家によるコンサルティング、就業規則等の作成・変更  
※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入経費は除く
- 助成率 30% ※1企業当たりの上限額(100万円、または20万円×対象労働者数)

### 申請方法等

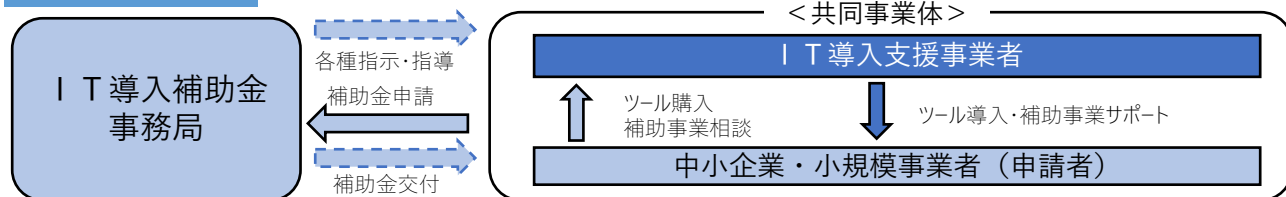
事前に「テレワーク実施計画書」を労働局へ提出し、実施計画認定後、実施計画に基づき取組を実施

## (2) IT導入補助金 デジタル化基盤導入類型 【経済産業省】

### 支援の内容

- 対象要件 IT導入補助金事務局に登録されたリストから導入製品や支援事業者等を選定し、交付決定日以降に契約・納品・支払いを行っていること
- 対象経費 ソフトウェア費(会計ソフト、受発注ソフト、決裁ソフト等)、クラウド利用料(最大2年分)+ハードウェア購入費(PC、タブレット等)
- 助成率 ITツール 補助率2/3~3/4(1企業当たり5~350万円)  
PC・タブレット等 補助率1/2(~10万円)

### 手続きの方法



### 【お問合せ先】

(1) 人材確保等支援助成金(テレワークコース)に関すること  
福井労働局 雇用環境・均等室 ☎0776-22-0221

(2) IT導入補助金に関すること  
サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト  
<https://www.it-hojo.jp/>  
サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター  
☎0570-666-424



# テレワークの導入に対する県の支援はないか

〔テレワーク利用促進補助金（県）〕

新たにテレワーク制度を導入する際に必要となる情報通信機器の導入経費を支援します。

## 支援の対象者

県内に事業所のある中小企業事業主（以下の項目すべてを満たす）

- 県内の事業所において新たにテレワーク制度を導入
- 通勤が困難な者（障がい、疾病、育児・介護など）の雇用または雇用継続のため、新たにテレワーク制度を導入  
（令和2年度福井県テレワーク奨励金、令和3年度福井県テレワーク利用促進補助金の支給を受けていないこと）

## 支援の内容

従業員がテレワークを実施する際に使用するパソコン、タブレット、スマートフォンの購入経費  
※ただし、1台当たり消費税込30万円未満の機器であること

補助率：1／3

補助上限額：①20万円 ②5万円×テレワークを実施する実従業員数  
上記①②のいずれかの低い額

## 手続きの方法

実施計画書を添えて、交付申請書を提出

## 申請受付期限

令和5年1月31日（火）まで（必着）

### 【お問合せ先】

福井県労働政策課労働環境グループ ☎0776-20-0389

制度の詳細は労働政策課のホームページからご確認いただけます。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/index.html>



# 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用し、従業員の雇用を維持したい 〔産業雇用安定助成金（国）、福井県版雇用シェア応援金（県）〕

雇用シェア（在籍型出向制度）により、労働者の雇用を維持する事業主の方を応援します。

## 支援の対象者

- ①労働者の雇用維持を目的として出向により労働者を送り出す事業主（出向元事業主）
- ②当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）

## 支援の内容

### 国：産業雇用安定助成金

#### ○出向運営費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成

#### ○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など出向の成立に要する措置を行った場合に助成

### 県：福井県版雇用シェア応援金

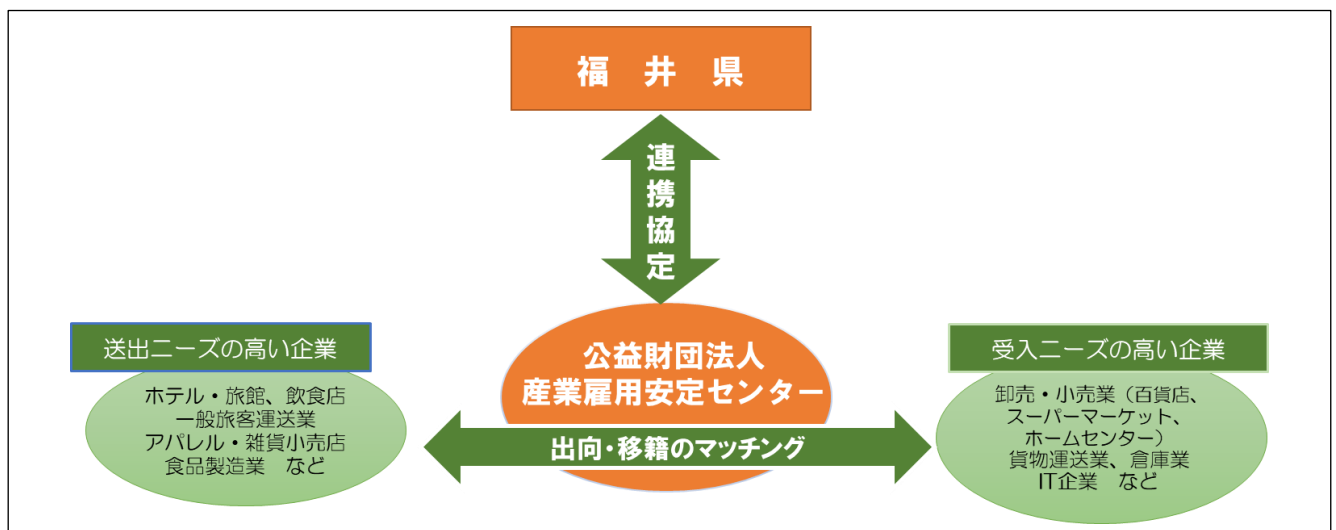
#### ○雇用シェアによる一時的な労働移動に係る経費を支援

（国の産業雇用安定助成金支給対象事業主は除く）

・支給額 送出・受入双方の企業に対しそれぞれ10万円／人

[詳細は労働政策課HPをご確認ください](#)

また、県では、「福井県雇用シェア促進協議会」を設置し、労働力過剰企業と人手不足企業との雇用シェアによる出向等のマッチングを促進



### 【お問合せ先】

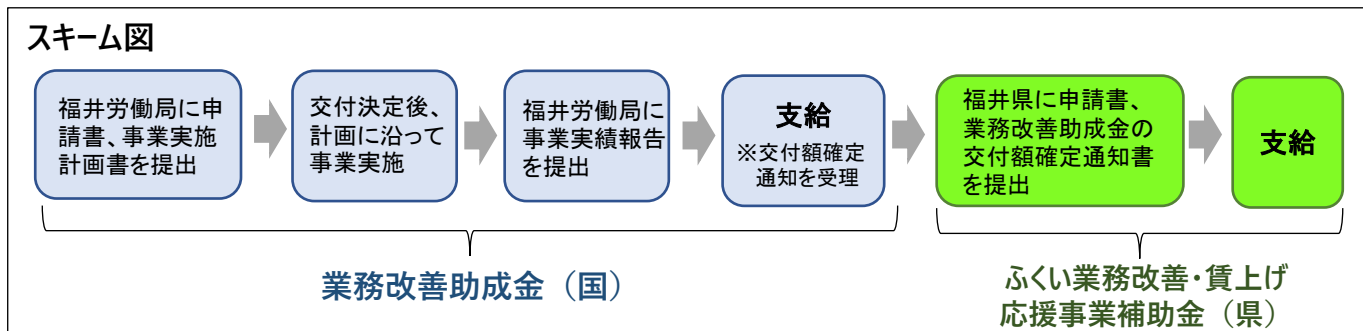
福井県労働政策課雇用対策グループ ☎0776-20-0390

福井労働局 ☎0776-22-2683

# 最低賃金引き上げを目的とした生産性向上等の取組を支援してほしい

〔業務改善助成金（国）、ふくい業務改善・賃上げ応援事業補助金（県）〕

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備やコンサルティング導入、教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。



## 支援の対象者

下記の①～③すべてに該当する事業者

- ① 中小企業事業者
- ② 事業場で所属する労働者が100人以下
- ③ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

※福井県の対象事業者  
 令和4年10月1日まで…事業場内最低賃金858円～888円  
 令和4年10月2日から… // 888円～918円

## 支援の内容

### 【国助成金の概要】

コース区分 (引上げ額)	引き上げる労働者数・上限額					助成率
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上	
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円	【事業場内最低賃金870円未満】 9/10（一律） 【事業場内最低賃金870円以上920円未満】 4/5（生産性要件を満たした場合9/10）
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円	
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円	
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円	

### 【県助成金の概要】

国の支給決定額×1/10 ※国の助成率に関わらず、一律1/10です。

## 手続きの方法

- ・業務改善助成金については、厚生労働省または福井労働局ホームページをご覧ください。  
 ※業務改善助成金の詳細はこちらから [（厚生労働省HP）](#)
- ・ふくい業務改善・賃上げ応援事業補助金については、後日、福井県ホームページで公表します。

### 【お問合せ先】

（業務改善助成金について）福井労働局 雇用環境・均等室 ☎0776-22-0221  
 （ふくい業務改善・賃上げ応援事業補助金について）福井県労働政策課労働環境グループ  
 ☎0776-20-0389

# 担い手不足の業種への就職にチャレンジしたい

〔人手不足業就職チャレンジ奨励金（県）〕

新型コロナウイルス感染症等の影響による離職後、担い手不足の業種に正社員として就職した方に奨励金を支給します。

## 支援の対象者

県内の担い手不足の業種（以下の「対象業種」）の仕事に、他の業種から転職し、正社員として雇用された方

※主として総務・経理等の事務的作業に従事する場合は対象外

## 対象業種

- ・建設業 ・運輸業、郵便業 ・情報サービス業 ・土木建築サービス業
- ・老人福祉・介護事業 ・障害者福祉事業

## 支援の内容

1人につき30万円（支給は1回限り）

## 手続きの方法

[詳しくはこちらのホームページをご確認ください。](#)

- 手順1 担い手不足の業種の仕事に、正社員として就職
- 手順2 3か月経過後に申請書を県労働政策課へ提出  
※申請書は、県労働政策課のホームページから入手してください。
- 手順3 県が支給の決定を申請者に通知
- 手順4 県からの支給の決定通知後、概ね1か月程度で申請者の銀行口座に振込み

なお、産業技術専門学院では、様々な分野の職業訓練を行い、各種技能、資格取得などの習得を支援しています。

【例】建設系…電気工事、消防設備、ボイラー、車両系、クレーン、玉掛け 等  
介護系…介護福祉士、介護実務者研修、介護初任者研修 等

## 【お問合せ先】

福井県労働政策課雇用対策グループ ☎0776-20-0390

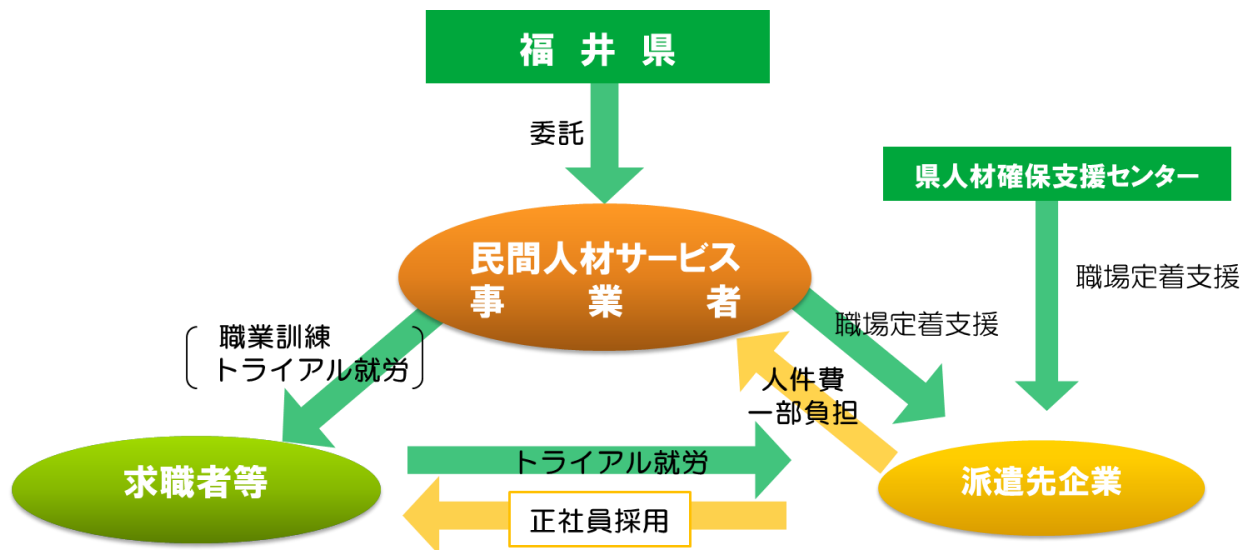
新型コロナウイルス感染症等の影響により離職を余儀なくされた求職者に対し、職業訓練およびトライアル就労の機会を提供することにより、成長産業や人手不足分野への労働移動を促進します。

## 支援の対象者

- ・派遣社員として勤務が可能な方
- ・早期の正規雇用を目指す方
- ・福井県内での就職を希望する方

## 支援の内容

- ・求職者への職業訓練（福祉・介護、IT、製造、サービス業の分野）を実施
- ・スキルアップした求職者が正規就労するまでのフォローアップおよびトライアル就労支援
- ・国の職業訓練を活用した長期訓練コースを開設



## 手続きの方法

[詳しくはこちらのホームページをご確認ください。](#)

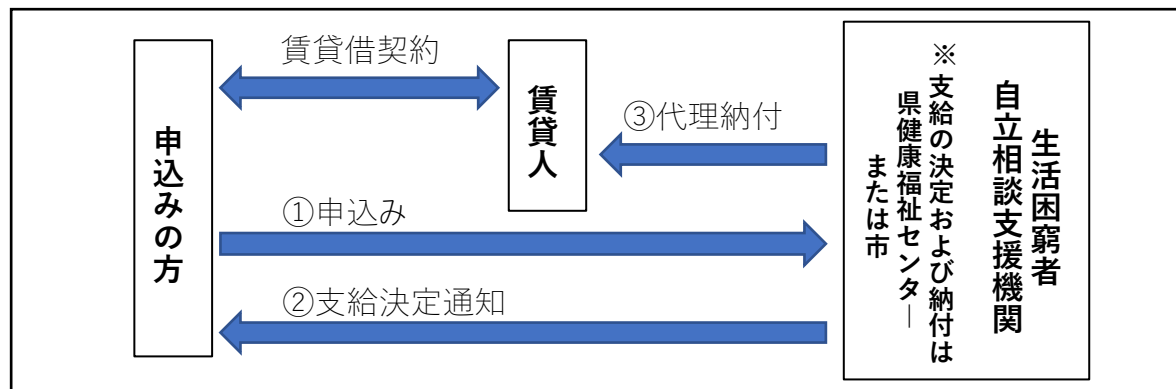
### 【お問合せ先】

福井県労働政策課雇用対策グループ ☎0776-20-0390

# 休業や失業で収入が減少し、自宅（借家）の家賃が払えない

〔住居確保給付金（国）〕

新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業や失業等により収入が減少し、住居を失うおそれが生じている方に対し、家賃相当額を支給します。（一定の収入要件・資産要件があります）



## 支援の対象者

以下のいずれにも該当する方が対象となります

- (1) 離職・廃業後2年以内の方、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職や廃業と同程度の状況（休業等による収入の減少）にある方
- (2) 上記により、住居を失った方もしくは住居を失うおそれが生じている方
- (3) 主として世帯の生計を維持している方
- (4) 就労能力及び就労意欲があり、ハローワークに求職申込みをし求職活動を行う方  
※令和2年4月30日現在、ハローワークへの求職申込みと就職活動要件は緩和されています
- (5) 申請日の属する月における申請者の世帯収入（月額）が、別表の額以下である方  
※給与収入の場合は交通費支給額を除く、社会保険料等天引き前の総支給額で判定します
- (6) 申請日における申請者の世帯が所有する金融資産の合計が別表の額以下である方
- (7) 申請者・世帯員ともに、離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付（職業訓練受講給付金を含む）を受けていない方
- (8) 申請者・世帯員ともに暴力団員でない方

【別表】	世帯収入（月額）			所有する金融資産（預貯金等）		
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	単身世帯	2人世帯	3人世帯
福井市にお住まいの方	81,000円＋ 家賃額 (上限32,000円)	123,000円＋ 家賃額 (上限38,000円)	157,000円＋ 家賃額 (上限41,000円)	486,000円	738,000円	942,000円
福井市以外の市または町にお住まいの方	78,000円＋ 家賃額 (上限30,000円)	115,000円＋ 家賃額 (上限36,000円)	140,000円＋ 家賃額 (上限39,000円)	486,000円	690,000円	840,000円

## 支援の内容

### (1) 支給上限額

【支給 上限額】	福井市にお住まいの方			福井市以外の市または町にお住まいの方		
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	単身世帯	2人世帯	3人世帯
	32,000円	38,000円	41,000円	30,000円	36,000円	39,000円

(2) 支給期間 原則3か月（月ごとに支給。一定条件のもと9か月を限度に延長可）

(3) 支給方法 県または市から直接、住宅の貸主等の口座へ振込みます。

## 申込み・お問合せ先

下表に記載している自立相談支援機関へご相談ください。

お住まいの市町	相談窓口の名称	住所	電話番号
福井市	福井市福祉政策課福祉総合相談室 よりそい	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5580
敦賀市	敦賀市自立促進支援センター	敦賀市神楽町1丁目3-20	0120-215-331 0770-22-3736
小浜市	小浜市自立促進支援センター	小浜市遠敷84-3-4	0770-56-5800
大野市	大野市自立相談支援センター ふらっと	大野市天神町3-24	0120-932-763
勝山市	勝山市困りごと支援センター らいと	勝山市郡町1丁目1-50	0779-88-1177
鯖江市	鯖江市自立促進支援センター (鯖江市役所内)	鯖江市西山町13-1	0778-25-3000
あわら市	あわら市社会福祉協議会	あわら市市姫2丁目31-6	0776-73-2253
越前市	自立相談支援センター くらしごとさぽーと	越前市府中1丁目11-2 (越前市福祉健康センター内)	0778-22-8500
坂井市	坂井市役所福祉総合相談室 ここサポ	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-66-1112
永平寺町	福井健康福祉センター	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-2857
越前町	丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
池田町 南越前町	丹南健康福祉センター (武生福祉保健部)	越前市上太田町41-5 福井県南越合同庁舎	0778-22-4135
美浜町	二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
若狭町 (旧三方町)			
高浜町 おおい町 若狭町 (旧上中町)	若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300



# コロナの影響で給料が支払われない、解雇されたため、相談したい

〔 労働相談窓口（国） 〕

コロナ禍における業績悪化に伴い、給料・休業手当の不払、解雇、雇止め、労働条件の引下げ等の労働問題に関するあらゆる相談を受け付けています。

また、職場におけるいじめ・嫌がらせ、各種ハラスメントなど、コロナの影響の有無に関わらず、各種労働相談をご利用ください。

## よくある相談Q & A（厚生労働省HP）

### ●労働者の方向け

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)

### ●企業の方向け

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

### （相談事例）

- 賃金が支払われず困っているとき
- 新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき
- 仕事を探しながら無料で職業訓練を受けたいとき
- 小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話が必要なとき

### ●生活を支えるための支援のご案内（パンフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

## 【お問合せ先】

### ●福井労働局総合労働相談コーナー

☎0776-22-3363

### ●福井総合労働相談コーナー

☎0776-91-1686

### ●敦賀総合労働相談コーナー

☎0770-22-0745

### ●武生総合労働相談コーナー

☎0778-23-1440

### ●大野総合労働相談コーナー

☎0779-66-3838

## 相談日時

月曜～金曜 9:00～17:00

※土日、祝日を除く



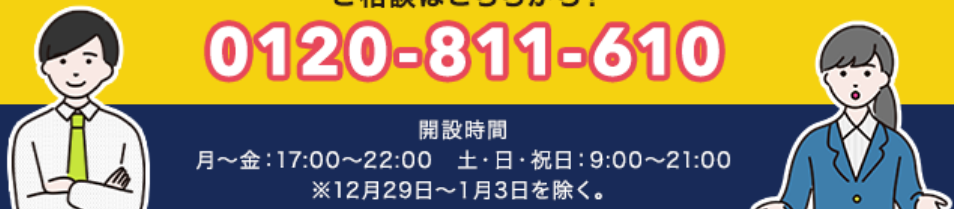
## 労働条件相談ほっとライン

平日夜間、土日・祝日には、こちらの無料相談ダイヤルをご利用ください。

ご相談はこちらから！

**0120-811-610**

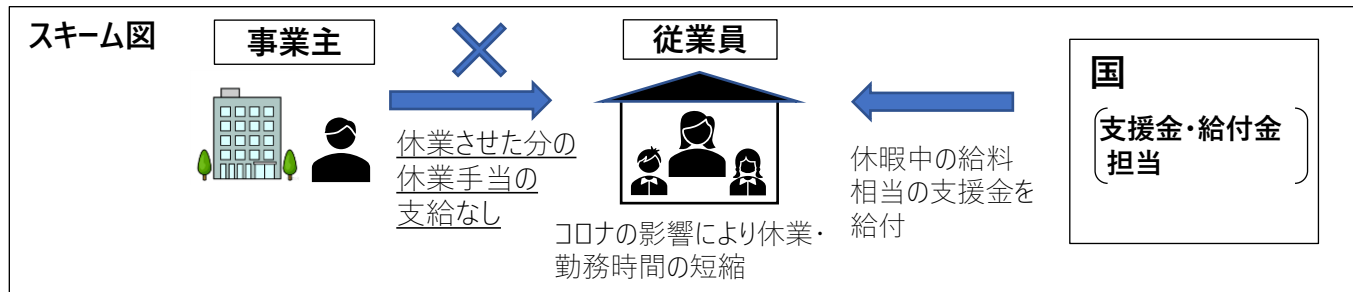
開設時間  
月～金：17:00～22:00 土・日・祝日：9:00～21:00  
※12月29日～1月3日を除く。



# コロナの影響で休業させられた際の就業手当を受けることができず困っている

〔新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（国）〕

新型コロナウイルス感染症およびまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対し、支援金・助成金を支給します。



支援の対象者 [ ※雇用保険被保険者ではない方も対象 ]

< 大企業にお勤めの場合 > 臨時休校の小学校などに通う子どもシフト制労働者等であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方

< 中小企業にお勤めの場合 > 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方

## 支援の内容

【支給額】休業前の1日当たり平均賃金※×80%×休業実績（上限有、部分休業含む）  
※（休業開始前の6か月のうち任意の3か月分の賃金合計額）÷90

【上限額】令和4年7月1日～令和4年7月31日の休暇取得分 日額上限8,265円  
令和4年8月1日～令和4年11月30日の休暇取得分 日額上限8,355円

【申請期限】令和4年7月～令和4年9月の休暇取得分 令和4年12月31日（土）  
令和4年10月～令和4年11月の休暇取得分 令和4年2月28日（火）

## 手続きの方法

- 手順1 パソコンで申請書様式を厚生労働省HPから入手し記載
- 手順2 必要書類等を準備 例) 休業前・休業中の賃金を確認できる書類など
- 手順3 申請書と必要な証明書等を申請事業主の本社等（人事労務管理機能を有する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に郵送（配達記録の残る方法であること）  
※労働者個人からの申請について、事業主が休業させたことの確認が得られていない場合でも、まずは労働局が受付し、引き続き労働局より事業者へ確認をする方法へ変更
- 手順4 厚生労働省が決定通知を送付し、指定口座に助成金を振込

### 【お問合せ先】

- 1、休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276  
（月～金：8時30分～20時00分、土日・祝日：8時30分～17時15分）  
※詳細は、[新型コロナ休業支援金](#)で検索  
または右のQRコードよりご確認ください。

- 2、福井労働局 雇用環境・均等室 0776-22-3947  
（月～金：8時30分～17時15分）

【申請先】厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当  
〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置



# コロナの影響で会社が倒産し、給料が支払われていない

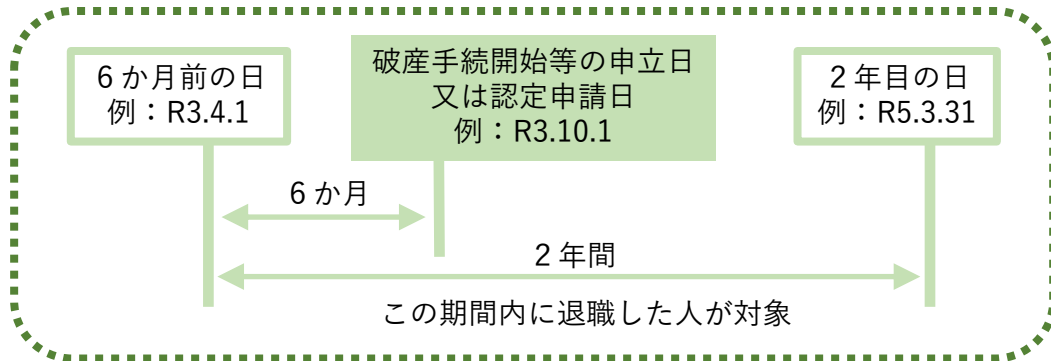
〔未払賃金立替払制度（国）〕

企業の倒産等によって、給料が支払われないまま退職した労働者に対して、給料の一部を国が立て替えて支払う制度です（立替えた賃金は事業主等に求償）。

## 支援の内容

### 【対象者：立替払請求者】

破産手続開始等の申立て（事実上の倒産<sup>※1</sup>の認定申請）の6か月前の日から2年間に退職した労働者（下図参照）



### 【対象賃金】

給料、退職金など未払い賃金総額の80%（※2）

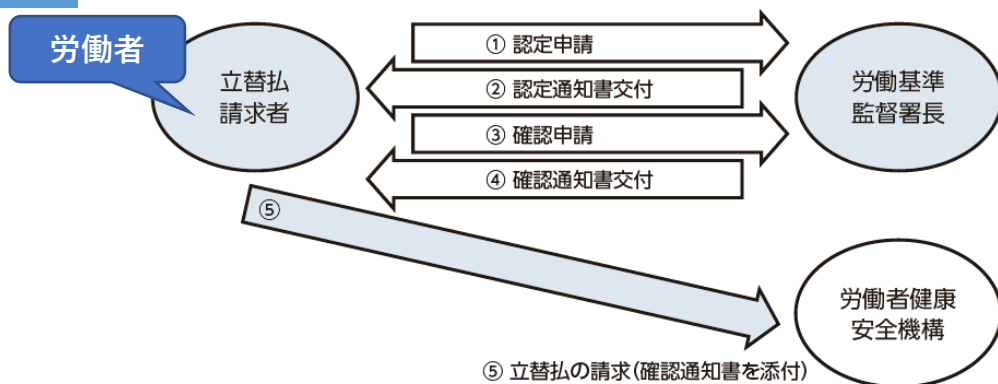
### 【対象企業】

1年以上事業活動が行われていたが、「法律上の倒産」または「事実上の倒産<sup>※1</sup>（中小企業のみ）」となった企業

※1 事業活動を停止して再開する見込みがなく、賃金支払能力もないことを労働基準監督署長が認定した場合。

※2 ボーナス、解雇予告手当を除く。年齢による上限あり。

## 手続きの方法



### 【お問合せ先】

●福井労働基準監督署  
☎ 0776-54-6167

●武生労働基準監督署  
☎ 0778-23-1440

●敦賀労働基準監督署  
☎ 0770-22-0745

●大野労働基準監督署  
☎ 0779-66-3838

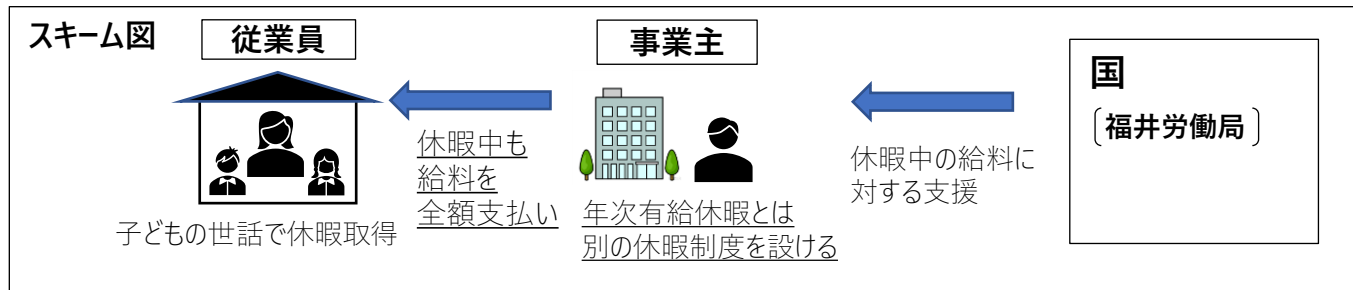


※請求期間等がありますのでお早めにご相談ください。

# 臨時休校などで従業員が仕事を休むときの給料の支払いに困っている

〔小学校休業等対応助成金（国）〕

臨時休校などで子どもの世話を自宅ですることが必要となった従業員に、休暇を取得させた事業主の方に助成金を支給します。



## 支援の対象者

①または②の子どもの世話が必要となった従業員に有給の休暇を取得させた事業主

①臨時休校の小学校などに通う子ども

〔小学校、幼稚園、保育所など。障がいのある子どもは、中学校、高等学校、各種学校なども含みます。〕

②新型コロナウイルスに感染したなど、小学校等を休むことが必要な子ども

従業員は、正規・非正規を問いません。

給料の全額を支給する休暇で、令和4年7月1日から同年11月30日までに取得したものが対象です。

## 支援の内容

休暇中に支払った給料相当額を助成

【支給額】休暇を取得した従業員の一日本分の給料相当額×休暇日数

休暇取得期間	日額上限額※	申請期限
令和4年7月1日～9月30日	9,000円	令和4年11月30日（水）必着
令和4年10月1日～11月30日	8,335円	令和5年1月31日（火）必着

## 手続きの方法

- 手順1 パソコンで申請書様式を厚生労働省HPから入手し記載 ※申請方法紹介の動画参照
- 手順2 必要書類等を準備  
例) 労働保険関係成立届の事業主控、休暇簿、賃金台帳、就業規則など
- 手順3 申請書と必要な証明書等を申請事業主の本社等（人事労務管理機能を有する事業所）の所在地を管轄する都道府県労働局に郵送（配達記録の残る方法であること）
- 手順4 厚生労働省が決定通知を送付し、指定口座に助成金を振込

### 【お問合せ先】

1、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等対応助成金・支援金コールセンター  
0120 - 60 - 3999（土日・祝日含む9時～21時）

※詳細は、[新型コロナ休暇支援](#)で検索、または右のQRコードよりご確認ください。



2、福井労働局 雇用環境・均等室 助成金担当窓口：0776-22-0221  
（平日8時30分～17時15分）労働者の相談窓口：0776-22-3947

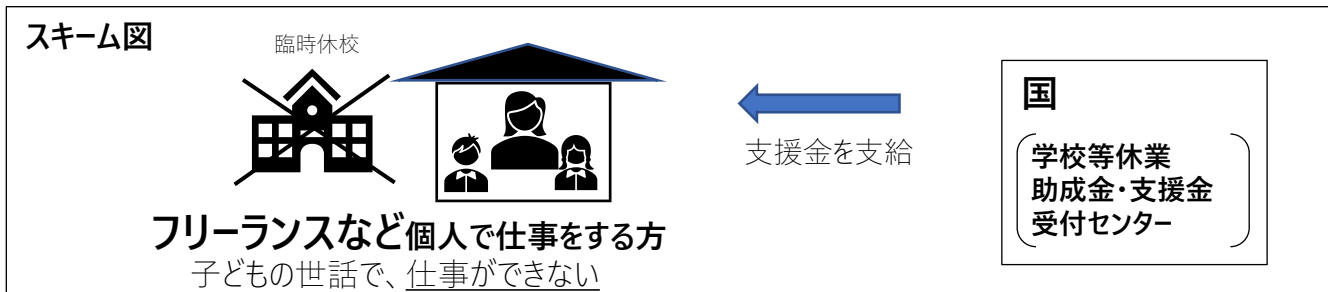
【申請先】※申請事業主の本社を管轄する都道府県労働局

福井労働局 雇用環境・均等室 〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階

# フリーランスとして働いているが、臨時休校などで仕事ができなくなって困っている

〔小学校休業等対応支援金（国）〕

臨時休校などで子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなったフリーランスの方に支援金を支給します。



## 支援の対象者

次の全てにあてはまる方

- (1) 下記(3)に該当する子どもの保護者
- (2) 自分一人で受ける仕事を個人で契約している
- (3) 令和4年7月1日から同年11月30日までの間に、①または②の子どもの世話のため、契約していた仕事ができなくなった方

①臨時休校の小学校などに通う子ども

〔小学校、幼稚園、保育所など。障がいのある子どもは、中学校、高等学校、各種学校なども含みます。〕

②新型コロナウイルスに感染したなど、小学校等を休むことが必要な子ども

## 支援の内容

令和4年7月1日から同年11月30日までの間において、仕事ができなくなった日について、1日当たり以下の金額を定額支給

仕事ができなくなった期間	金額（1日当たり定額）※	申請期限
令和4年7月1日～9月30日	4,500円	令和4年11月30日（水）必着
令和4年10月1日～11月30日	4,177円	令和5年1月31日（火）必着

## 手続きの方法

- 手順1 パソコンで申請書の様式を厚生労働省HPから入手して記載  
※申請方法紹介の動画を見ることができます。
- 手順2 必要書類等を準備  
例) 休校前に結んだ発注者との契約等の写し、臨時休校のお知らせなど
- 手順3 申請書と必要な証明書等を「学校等休業助成金・支援金受付センター」に郵送  
(配達記録の残る方法であること)
- 手順4 厚生労働省が決定通知を送付し、指定口座に助成金を振込

### 【お問合せ先】

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等対応助成金・支援金  
コールセンター0120-60-3999（土日・祝日含む9時～21時）

詳細は、「臨時休業 個人委託」で検索、または、右のQRコードよりご確認ください。



### 【申請先】

学校等休業助成金・支援金受付センター 〒137-8691 新東京郵便局、私書箱132号

# 外国人労働者等の入国、帰国が困難な場合、在留資格の取扱いに 配慮してほしい

〔出入国管理制度（国）〕

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、外国人の在留資格の取扱いを変更しています。

## 「在留資格認定証明書」(※)の有効期間延長

「在留資格認定証明書」について、認定証明書の有効期間の延長措置を講じています。

ただし、作成日2022年8月1日以降からは、通常どおり「3カ月」有効となります。

①作成日2020年1月1日～2022年4月30日 →2022年10月31日まで有効

②作成日2022年5月1日～2022年7月31日 →作成日から「6か月間」有効

※在留資格認定証明書は、外国人が日本で行おうとする活動（就労など）について、地方出入国在留管理局が事前に審査し、条件に適合すると認められる場合に交付。証明書の提示によりビザの審査が迅速に行われる。

(参考) 出入国在留管理庁HP

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による

帰国困難者に対する在留資格上の特例措置の終了について

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001373820.pdf>



## 技能実習生の在留資格変更手続き

1 本国への帰国が困難な方（※帰国困難を理由とする在留許可は今回限り。）

(1) 帰国困難の「特定活動（6か月就労可または就労不可）」を付与されていた方で  
現に有する在留期限が令和4年6月・30日以降の方

a) 特定活動で在留している方 ⇒ 「特定活動（4か月）」の更新許可

b) 短期滞在で在留している方 ⇒ 「短期滞在（90日）」の更新許可

(2) 新たに帰国困難を理由として在留を希望する方

⇒ 令和4年11月1日まで現に有する在留資格の在留期限が満了する場合に限り、  
上記1. の「今回限り」の措置が認められます。

2 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能

3 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難又は帰国が困難となり  
特定技能への移行を希望する方

(1) 元技能実習生で「特定活動（最大1年）」を付与されていた方で現に有する在留資格が  
令和4年6月30日以降の方 ⇒ 「特定活動（4か月）」の更新許可（今回限り）

(2) 新たに技能実習の継続が困難又は帰国困難を理由として在留を希望する方

⇒ 令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期限が満了の場合に限り、  
「特定活動（最大1年）」への在留資格変更許可（今回限り）

4 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能

(参考) 出入国在留管理庁HP

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005054.pdf>

技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について（Q & A）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001352193.pdf>



## 【お問合せ先】

名古屋出入国在留管理局福井出張所（または最寄りの地方出入国在留管理官署）

電話：0776-28-2101 FAX：0776-28-2144

〒910-0019福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階

最寄りの出入国在留管理官署は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/nagoya/index.html>

